

県民税配当割

納める人

株式会社等から特定配当等の支払いを受ける個人で、県内に住所がある人

納める額

支払いを受けるべき配当等の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 株式会社等が特定配当等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。
※源泉徴収選択口座で受け入れる特定配当等については、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

証券会社等に特定口座を開設し、上場株式等の譲渡益等の支払いを受けるべき個人で、県内に住所がある人

納める額

特定口座における上場株式等の譲渡益の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 証券会社等が上場株式等の譲渡益等の支払いの際に特別徴収し、1月から12月分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

地方消費税

納める人

- 国内取引(「譲渡割」といいます。)……物品の販売や貸付け、サービスの提供を行う事業者
- 輸入取引(「貨物割」といいます。)……外国貨物を保税地域から引き取る者

納める額

消費税(国税)額の78分の22(商品やサービス等の価格の2.2%相当)

※食料品等には軽減税率が適用されます。

- 申告・納税は消費税と合わせて国に行い、国から県へ払い込まれます。
●譲渡割……当分の間、消費税と合わせて国(税務署)に申告し、納めることになっています。
●貨物割……消費税と合わせて国(税関)に申告し、納めることになっています。

自動車税種別割

納める人

鳥取ナンバーの自動車を賦課期日(4月1日)現在において所有している人(売主が所有権を留保しているときは、買主(使用者)が所有しているものとみなされます。)

納める額

自動車の種類・用途・排気量などによって年税額(4月～翌年3月分)が定められており、主な例は次のとおりです。また、年度の中で抹消登録、新規登録をした場合は、月割の税額になります。

<乗用車の例>

総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用	総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円	2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円				

- 県税事務所から送付される納税通知書によって5月末までに納めることになっています。

ただし、賦課期日の翌日以後に新規登録をした場合には、鳥取運輸支局で登録する際に申告書を提出し、納めることになっています。

自動車を手放したときは登録を

自動車を売ったり、廃車にしたときは、運輸支局で登録(名義変更、抹消)の手続きをしてください。登録を怠ると、元の所有者に納税通知書が送付されることになり、トラブルの原因となるおそれがあります。

※グリーン化税制

電気自動車等の特に、環境性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その環境性能に応じて税率を軽減(令和7年度末までに新車新規登録された自動車は、登録した年の翌年度1年間のみ実施)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が実施されています。